

告 示

埼玉県選管告示第三十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者
投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和四年五月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病院	医療法人社団松弘会 三愛病院	埼玉県さいたま市桜区田島四丁目三十五番十七号
老人ホーム	社会福祉法人 福寿会 特別養護老人ホーム 久喜ことぶき苑 (ユニット型)	埼玉県久喜市上内砂原千三百七十八番十一
老人ホーム	社会福祉法人 福寿会 特別養護老人ホーム 久喜ことぶき苑 (従来型)	埼玉県久喜市上内砂原千三百七十八番十一